

防官広第9807号  
22. 8. 1

大臣官房長  
各局長  
衛生監  
技術監  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官

防衛省・自衛隊における積極的な広報活動の推進について（通達）

標記について、防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第19条の規定に基づき、また、防衛省・自衛隊における広報活動の基本方針について（防官広第9806号。22. 8. 1）を踏まえ、別紙のとおり定めたので周知徹底されたい。

なお、防官広第1875号（53. 4. 19）は廃止する。

添付書類：別紙

## 防衛省・自衛隊における積極的な広報活動の推進について

### 1 広報活動の目標

最近の各種の世論調査において、国民の自衛隊・防衛問題に対する関心度について比較的高い水準を維持しているところ、引き続き、自衛隊・防衛問題に対する国民の関心を喚起し、防衛政策及び自衛隊に対する正しい認識及び理解を一層深め、信頼と協力を得なければならない。このため、防衛省・自衛隊における広報活動の基本方針について（防官広第9806号。22. 8. 1）に従うとともに、次の目標を設定し、広報活動を推進する。

- (1) 自衛隊・防衛問題に対する関心をより一層高める。
- (2) 自衛隊の設置の目的及び任務の内容について理解を深める。
- (3) 防衛力の多様な役割に対する理解を深める。
- (4) 日米安全保障体制を含む防衛関係諸施策に対する理解を深める。

### 2 広報活動の対象とねらい

幅広く国民一般を対象とする広報活動は、従来どおり推進するが、その活動をより効果的なものとするために、世代、地域特性等を勘案し、特に次の層に対して重点的な広報活動を推進する。

#### (1) 有識者

国民一般に対する情報発信の機会が多く、影響力の大きい各分野の有識者に対する広報活動を積極的に行うことにより、防衛問題に対する理解を深め、オピニオン・リーダーとして国民各層への波及効果と世論への反映を期待する。

#### (2) 青年層

防衛問題に対して比較的関心が低い青年層に対し、我が国の防衛政策、国際軍事情勢の紹介等、適切な資料及び情報の提供を行い、防衛問題に対する関心の喚起と理解の増進を図るとともに、我が国の安全保障に関する議論の活発化を期待する。

#### (3) 女性層

防衛問題への関心は比較的低い傾向であるものの、世論形成への影響力は大きいことから、女性層に対して防衛を理解するための基盤を醸成する必要がある。

このため、女性自衛官の活動を含めた自衛隊の実情の紹介、防衛問題に関する分かりやすい解説等、多様な広報活動の展開により関心の喚起及び親近感の醸成を図り、我が国の防衛に関する知識の普及に努める。

#### (4) 少年層

次代を担うこととなる少年層に対しては、自衛隊に対する親近感及び関心の増進を図るための積極的な広報活動を推進しなければならない。

このため、小・中・高校生を対象とした「総合的な学習の時間」に対する積極的な協力や、少年層に向けた分かりやすい解説等、多様な広報活動の展開により関心の喚起及び親近感の醸成を図り、我が国の防衛に対する正しい知識の普及に努める。

### 3 諸外国に対する広報活動

国際平和協力活動等の自衛隊の海外における活動が活発化する中、防衛省・自衛隊に対する諸外国の報道機関等からの関心が高まってきている。諸外国において、自衛隊の活動に対する正しい理解を得ることは、自衛隊が国際平和協力活動等を円滑に実施する上でも重要であるため、諸外国の報道機関等に対し積極的に情報の提供を行うとともに、各種の媒体を通じた外国語での情報発信に努める。

### 4 広報活動実施上の留意事項

広報活動の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 各広報実施担当官（防衛省の広報活動に関する訓令第3条に規定する実施担当官をいう。以下同じ。）は、隊員等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務し、又は同項に定める職にある職員をいう。以下同じ。）一人一人が防衛省・自衛隊の役割、施策及び個々の任務を深く理解し、及び認識するとともに、広報意識を醸成するよう、部内における広報に努めるものとする。
- (2) 各級指揮官（広報実施担当官ではない部隊等の長をいう。）は、駐屯地及び基地等防衛施設周辺の地域社会の理解と協力が部隊等の存立及び行動の基盤であることに思いを致すとともに、必要に応じて各広報実施担当官と相互に連携し、防衛施設周辺の地域に対する積極的な広報活動の推進を図るとともに、地域社会の構成員としての責任の遂行による理解の増進に配慮しなければならない。
- (3) 地域ごとの特性を活かした広報としては、地域に所在する部隊等の特性を十分活用し、必要に応じて各広報実施担当官が連携し、平素から地域社会に密着したきめ細かな広報活動を展開し、正しい防衛知識の普及に努める。  
また、部隊、駐屯地、基地及び演習場等が所在する地域においては、単に広報活動の積極的な実施にとどまらず、部隊又は隊員等が地域社会の一員としての責務を担うような社会活動又は地域活動に積極的に参加すること等により、地域との融和を図り、理解の増進を図るものとする。  
部隊等が所在しない地域においては、自衛隊・防衛問題への関心が低くなる傾向があることから、適宜、広報活動に努めて関心の喚起を図る。
- (4) 常に流動する内外の諸情勢に即応しつつ、広報活動の対象者それぞれに対応した目標の設定、広報内容の厳選、最適媒体の活用等創意工夫をこらし、効率的な広報活動の実施に努めるものとする。

なお、その際、各広報実施担当官は相互の連携を密にすることはもちろん、各省庁、地方公共機関、関係諸団体等との連携を密にし、組織的、効果的な活動の展開を図らなければならない。

- (5) 情報化社会におけるマス・メディアの影響力の大きさにかんがみ、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等のメディアに対する適切な資料及び情報の提供に努めるとともに、近年の情報通信技術の進展による新たな広報手段も取り入れ、国民への直接の情報発信に努めるものとする。

## 5 広報担当者会議の設置

- (1) 大臣官房長は、毎年度、広報担当者会議を開催し、次年度の広報方針及び広報予定を会議の検討に付した上で、これらを定めるものとする。
- (2) 広報担当者会議の実施に関する細部事項は、大臣官房長が定めるものとする。